

健康のために ★ お得に卒煙を目指そう！

日の出町**禁煙**外来治療費助成金交付事業

現在、健康増進法の改正及び東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、受動喫煙による健康被害を防ぐ対策が進められております。

日の出町では、**禁煙を希望する町民に対し禁煙治療外来に要する費用の一部を助成することで、禁煙に向けた取組みを支援し、町民の健康増進を図ることを目的として**しております。

1) 対象者

禁煙外来治療を希望する方で次の要件をすべて満たす方。

- ・本事業への登録申請の際、日の出町内に住所を有する20歳以上の方
- ・本事業又は他の医療費助成制度において、禁煙外来治療費の交付を受けたことがない方
- ・町税等を滞納していない方

※定員 毎年度 15名（申込順）

2) 助成対象経費及び助成金額

禁煙外来実施医療機関が実施する禁煙治療において支払った治療費及び医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬の購入費が対象となります。

ただし、本事業の登録日から6ヶ月以内に支払った費用に限ります。

- ・助成対象経費：初診料・ニコチン依存症管理料・処方料及び処方箋料・薬剤料等

- ・助成金額：自己負担額（上限額1万円）

※100円未満の端数は切り捨て

♪お得に♪
卒煙しよう！

問合せ・登録申請 日の出町保健センター

(いきいき健康課 健康推進係)

TEL:042-597-0511 内線 502

042-588-5426 (直通)

〒190-0192

日の出町大字平井 2780 番地



日の出町「ひのでちゃん」

3) 助成までの流れ

日の出町保健センター（いきいき健康課健康推進係）に、
同封の「登録申請書」を提出（郵送可）
※登録前の治療費は助成対象外になるので、ご注意ください。



申請から1～2週間後
町から登録審査結果通知書を送付



禁煙外来治療開始



禁煙外来治療終了



助成金の請求
(登録日から6カ月以内に請求)
◎必要書類
・交付申請書兼請求書
・添付書類 ※原本をご提出ください
〔医療費、薬剤費等の領収書及び
診療明細書・調剤明細書〕



助成金の交付「指定口座振込み」
(アンケートの協力)

完了!